

スポーツ・コンプライアンスの徹底について再掲示いたします。

## 剣道の指導に「スポ・コン」はありますか？

今、求められているのは、スポ根（スポーツ根性、猛特訓、しごき）ではありません。「血の汗流せ涙をふくな〜♪」の『巨人の星』などスポ根漫画の世界は過去のもので、今は、**スポーツ・コンプライアンス（SPOCOM）**です。ルールやきまり（法律や社会規範）に従うことです。フェアプレイ精神を守り、正々堂々と競い合い、勝っても負けてもお互いに敬意を払い、明るく、公平・公正な姿勢と行動を守ることです。（一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 武藤芳照氏 講演より）

近年、スポーツ界における**反倫理的行為**（暴力・パワハラ・セクハラ・差別・薬物乱用など）が問題になっています。全日本剣道連盟・兵庫県剣道連盟としても、こうした行為の根絶を願って、通達やホームページでの呼びかけなどの取り組みをしています。

こうした行為は「剣道理念」の精神に著しく反するものであり、指導者は他人事と考えず各人それぞれが原点に立って、起こしてはならないという自覚を持っていただきたいと思えます。そこで、文部科学省の有識者会議による「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」の関係部分を記載しますので参考にして下さい。

### 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。また、これらの発言や行為について、**指導者と生徒の間で信頼関係があれば許される**との認識は誤りです。

指導者は、具体的な「許されない発言や行為」について共通認識を持つことが必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認めがたい又は限度を超えたような**肉体的、精神的負荷**を課す。  
**例**・長時間にわたっての無意味な正座や特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
  - ・熱中症が予見される状況下で水を飲ませず、長時間ランニング等をさせる。
  - ・防具で守られていない身体の一部を打突することを繰り返す。
- ③ パワハラと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等。
- ④ セクハラと判断される発言や行為。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性・適切さに留意することが必要です。また、生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

**要項・お知らせの中に全剣連「倫理ガイドライン」を掲載しています。**